

## レンタカー事業者証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー事業」という。）の許可を受けた者であることを証する書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリング（同項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）の乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者については、当該届出を行った者であることを証する書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」といい、レンタカー事業者証明書と合わせて「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者とする。

2 ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者とする。

### (証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) レンタカー事業者証明書（様式第1-1号）
- (2) ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第1-2号）

### (交付の申請)

第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。

2 レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長（以下、前項に規定する配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長と合わせて「管轄運輸支局長」という。）に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。

3 前二項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(証明書の交付)

第5条 管轄運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、証明書を、原則として、即日交付するものとする。

2 管轄運輸支局長は、レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の規定による申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付するものとする。

3 管轄運輸支局長は、前二項の規定による証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳(様式第3号)に登録するものとする。

(有効期限等)

第6条 証明書の有効期限は、交付日から起算し、5年間とする。

2 証明書の有効範囲は、四国運輸局、並びに四国運輸局管内の軽自動車検査協会とする。

3 証明書は、自家用マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両)の登録等には使用できないものとする。

(証明書の記載事項変更)

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名若しくは名称又は住所に変更を生じたときは、管轄運輸支局長に届け出なければならない。

2 管轄運輸支局長は、前項の届出を受けたときは、当該届出に係る記載事項を変更した証明書を新たに交付するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により新たに交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の更新)

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。

2 前項の規定による更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 前二項の規定により更新する証明書の有効期限は、従前の有効期限から新たに5年間とする。

(証明書の再交付)

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書(様式第2号)により、速やかに管轄運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の返納)

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェア

リングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を廃止したときは、当該証明書を管轄運輸支局長に返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第 11 条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（様式第1-1号）サンプル

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">四 玉</div>	交付番号第1号 令和4年4月1日						
	<h3 style="margin: 0;">レンタカー事業者証明書</h3> <p style="font-size: small; margin: 0;">下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）の許可を受けていることを証明する。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">貸渡人の氏名又は名称</td> <td style="padding: 2px;">有限会社〇〇レンタカー</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貸渡人の住所</td> <td style="padding: 2px;">東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">有効期限</td> <td style="padding: 2px;">令和9年3月31日</td> </tr> </table>	貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー	貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階	有効期限	令和9年3月31日	徳島運輸支局長
貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー						
貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階						
有効期限	令和9年3月31日						
運輸局管内有効 <b>【注意事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>本証明書は、国土交通省管内でのレンタカー業務の時のみ有効です。</li> <li>レンタカー車での業務を行う際は本証明書の写しを車中の業務関係書類に添付すること。</li> <li>本証明書の有効期限の更新申請は、本証明書の有効期限の1ヶ月前から行うことができる。</li> <li>本証明書は、レンタカー車での業務以外の場合、使用してはならない。</li> <li>本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への貸渡・譲渡はしない。</li> <li>本証明書は、レンタカーとして利用されていない車両（乗車定員3人以上又は長さ7m以上の自家用バス（貸渡車）の業務用）の業務に使用してはならない。</li> <li>マイクロバス（乗車定員1人以上29人以下であり、かつ、車高が7m以下の車両）の業務の際には、別途届出が交付する要領用自動車検査簿と業務関係書類に添付すること。</li> <li>本証明書の交付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。</li> <li>新たな貸渡事務所を開設又は貸渡事務所を所在地を移転する場合は、あらかじめ運輸支局長に届け出ること。</li> <li>貸渡人の氏名又は名称及び住所が変更された場合は、速やかに証明書を交付し届けること。本証明書の記載事項変更申請を行うこと。</li> <li>レンタカー事業を廃止した場合は本証明書を廃止する必要があること。また、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しを処分すること。</li> <li>令和5年3月1日までの有効期間が経過した場合は、国土交通省運輸支局長へ届出を提出し、更新申請書の提出が必要となること。</li> <li>マイクロバス10台以上、自動車定員5人以上の自動車10台以上の他の自動車10台以上のレンタカーを配置する状態の本拠地に運輸支局長の届出が交付されているので、届出した日から15日以内に運輸支局長に届け出ること。</li> </ol>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> <small>※運輸支局長</small>   <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">             所属長の印           </div> </div>						
【証明書発行元】 徳島運輸支局長 輸送担当 TEL：03-5253-8111							

※バス・霊柩車の登録には使用不可

（様式第1-2号）サンプル

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">四 玉</div>	交付番号第1号 令和4年4月1日						
	<h3 style="margin: 0;">ワンウェイ方式実施事業者証明書</h3> <p style="font-size: small; margin: 0;">下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">貸渡人の氏名又は名称</td> <td style="padding: 2px;">有限会社〇〇レンタカー</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貸渡人の住所</td> <td style="padding: 2px;">東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">有効期限</td> <td style="padding: 2px;">令和9年3月31日</td> </tr> </table>	貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー	貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階	有効期限	令和9年3月31日	徳島運輸支局長
貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー						
貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階						
有効期限	令和9年3月31日						
運輸局管内有効 <b>【注意事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>本証明書は、国土交通省管内でのレンタカー業務の時のみ有効です。</li> <li>ワンウェイ方式レンタカー車での業務を行う際は本証明書の写しを車中の業務関係書類に添付すること。</li> <li>本証明書の有効期限の更新申請は、本証明書の有効期限の1ヶ月前から行うことができる。</li> <li>本証明書は、レンタカー車での業務以外の場合、使用してはならない。</li> <li>本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への貸渡・譲渡はしない。</li> <li>本証明書は、レンタカーとして利用されていない車両（乗車定員3人以上又は長さ7m以上の自家用バス（貸渡車）の業務用）の業務に使用してはならない。</li> <li>マイクロバス（乗車定員1人以上29人以下であり、かつ、車高が7m以下の車両）の業務の際には、別途届出が交付する要領用自動車検査簿と業務関係書類に添付すること。</li> <li>本証明書の交付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。</li> <li>新たな貸渡事務所を開設又は貸渡事務所を所在地を移転する場合は、あらかじめ運輸支局長に届け出ること。</li> <li>貸渡人の氏名又は名称及び住所が変更された場合は、速やかに証明書を交付し届けること。本証明書の記載事項変更申請を行うこと。</li> <li>レンタカー事業を廃止した場合は本証明書を廃止する必要があること。また、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しを処分すること。</li> <li>令和5年3月1日までの有効期間が経過した場合は、国土交通省運輸支局長へ届出を提出し、更新申請書の提出が必要となること。</li> <li>マイクロバス10台以上、自動車定員5人以上の自動車10台以上の他の自動車10台以上のレンタカーを配置する状態の本拠地に運輸支局長の届出が交付されているので、届出した日から15日以内に運輸支局長に届け出ること。</li> </ol>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> <small>※運輸支局長</small>   <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">             所属長の印           </div> </div>						
【証明書発行元】 徳島運輸支局長 輸送担当 TEL：03-5253-8111							

※バス・霊柩車の登録には使用不可